

児童館の指定管理者制度の新規導入について

小名木川児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、新たに指定管理者制度による管理運営を行う。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区小名木川児童館	江東区北砂五丁目20番5-101号

2 施設の決定について

令和2年1月開催の第1回指定管理者選定評価委員会児童館専門部会において、以下の4点を主な視点として、新規指定管理者制度導入施設の決定を行った。

- ・併設施設の状況
- ・改築または大規模改修予定の有無
- ・区内の地域バランス
- ・今後の事業展開

3 選定方法

公募による選定

4 指定管理者による運営開始時期

令和3年4月1日

5 その他

平野児童館及び東雲児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、平成28年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和2年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、再選定の手続きを実施する。

6 今後のスケジュールについて（予定）

令和2年5月	指定管理者選定評価委員会で募集要項、選定・評価基準決定
令和2年5月	
～ 8月	公募開始、選定作業、指定管理者候補の決定
令和2年9月	第三回区議会定例会において指定議案提出
令和3年4月	指定管理者による運営開始